

令和7年度 特定不妊治療費の助成申請について

特定不妊治療にかかった費用の一部を助成します。

令和7年度申請分から、戸籍謄本（法律婚で世帯が同一の場合に限る）、医療機関発行の領収書が不要となりました。

申請書等の様式も一部変更となっておりますので、新しい様式をご利用ください。

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 申請時において、夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も含む）であること
- 申請日において、夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 治療を開始した日の妻の年齢が43歳未満であること
- 他の地方自治体において助成を受けていないこと

②対象となる治療等（令和4年4月1日以降、新たに保険適用になったものに限る）

採卵、採精、体外受精、顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植および男性不妊治療（治療に至る過程の一環として行われる精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）

③助成金額

1回の申請につき上限9万円

④申請方法

治療開始日から1年以内に、以下の必要書類を持って、保健センターへ申請してください。

- 必要書類が揃っていない場合は、受付できません。
- 写しは申請者自身でご準備ください。

	必要書類	備考
1	（第1号様式） 特定不妊治療費助成金交付申請書兼同意書★	夫婦両方の自署が必要。 医療機関の受診証明書（第3号様式）毎に必要。
2	（第2号様式） 個人情報確認同意書★	夫婦両方の自署が必要。 ※同一年度2回目以降の申請の場合は不要。
3	夫婦両方の本人確認書類 （写し）	顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等写真付証明書（官公署発行）等
4	（第3号様式） 特定不妊治療費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
5	（第5号様式） 薬剤内訳書★	院外処方の場合、提出があれば助成対象になります。
6	夫婦両方の健康保険証または資格確認書 （写し） あるいは、健康保険証情報がわかるもの★	健康保険証情報がわかるものは、マイナポータルから確認できる健康保険証情報（保険者名、被保険者証記号・番号・枝番、交付年月日）を用紙に記入していただきます。
7	（第8号様式） 特定不妊治療費助成金請求書★	医療機関の受診証明書（第3号様式）毎に必要。 口座番号等を確認するため、請求者名義の通帳等をご持参ください。
8	夫及び妻の納税証明書	※個人情報確認同意書（第2号様式）を提出する場合は不要。 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 健康政策課保健センター」と記入。

[★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能]

- 全国健康保険協会（愛媛支部、岐阜支部、神奈川支部、埼玉支部、広島支部、大分支部、福岡支部、鹿児島支部）に加入している方が治療を受けた場合は、申請する治療月の「①医療費のお知らせ（写し）」「②高額療養費支給（不支給）決定通知書（写し）」もあわせてご提出ください。
- 事実婚の場合は、「①夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明)」、「②事実婚関係に関する申立書★（第4号様式）」をご提出ください。
- 法律婚で夫婦別世帯の場合は、「夫婦両方の戸籍謄本(全部事項証明)」をご提出ください。
- 「個人情報確認同意書（第2号様式）」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの人は課税資料がないため、事前に課税課で市県民税申告をお済ませください。

特定不妊治療

申請・問い合わせ先 新居浜市保健センター 0897-35-1070

